

SAICM、「包括的方針戦略」の主なポイントと「化審法」

| | 主たる要素 | 包括的方針戦略 | 化審法 |
|----------|---------------|---|-----|
| A. 削減 | ライフサイクル管理 | ライフサイクルを通じ労働者を含む人の健康と環境へのリスクを最小化する | |
| | 弱者の保護 | 意思決定の際に、脆弱な又は暴露しやすい人、生態系及びその構成要素が考慮され、守られることを確実にする | |
| | 暴露の回避 | 汚染防止、リスク削減と廃絶を目的とし社会的経済的分析に基づく、透明性があり、包括的で効率的かつ効果的な、リスク管理戦略によって有害/無用な暴露を避ける。 | |
| | 管理困難化学物質 | 不合理か他の手段では管理できないリスクをもつ化学物質は、その用途のために製造・使用せず、非意図的放出も最小化する | |
| | 予防的取組方法 | 人と環境への悪影響を最小化するに当たり、リオ宣言第 15 原則にある予防的取組方法を適切に適用する | |
| | 未然防止 | 汚染防止のような未然防止措置の適用を優先的に考慮する | |
| | 有害廃棄物 | 有害廃棄物の発生を量と毒性の両面において削減し、保管、取扱い、処分を含む環境面で適正な管理を確実にする | |
| | 回収/リサイクル | 有害物質と有害廃棄物の環境面で適正な回収とリサイクルを推進する | |
| | 代替の促進 | 環境面で適正でより安全な代替の開発と実施、及びさらなる革新を推進し、支援する | |
| | 新たな課題 | 世界的な懸念となっている到来しつつある既存及び新規の問題が、適切なメカニズムによって十分対処される | |
| B. 知識と情報 | 知識/情報の整備 | 化学物質とその管理に関する知識と情報が、そのライフサイクルを通して適正に評価し、安全に管理するに十分であること | |
| | 情報の普及/入手 | 製品中の化学物質も含め、化学物質のライフサイクル全体の情報が普及し、全ての利害関係者に入手可能で、容易に利用できること | |
| | 企業秘密の範囲 | 人の健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなされるべきではない | |
| | 意思決定への反映 | 脆弱な集団や生態系への影響を含む科学的情報が化学物質政策に関わる評価、意思決定に適切に取り入れられる | |
| | リスク情報の入手 | 基準、リスク評価と管理の手続き、有害性とリスクの評価結果がすべての活動主体に入手可能とする | |
| | 影響評価指標 | 化学物質による影響を評価する指標等の手法及び情報を入手可能とする | |
| | 研究/技術促進 | 化学物質の影響を特定・評価する研究、よりクリーンな技術等の開発を促進する | |
| | GHS の推進 | GHS のシステムに含まれる、共通の定義と基準の実施を推進する | |
| C. カバチンス | 包括的・透明・非排他的管理 | 多部門にわたり包括的、効率的、効果的、透明で、首尾一貫しかつ非排他的で説明責任を確実にするようなライフサイクルを通じた管理 | |
| | 部門間の統合 | 各関連部門内での化学物質の適正管理と、すべての部門にわたる化学物質の適正管理のための統合されたプログラムの推進 | |
| | 法規制等の強化 | 化学物質管理に関する国内法と規制の施行を強化し、実施を促進する | |
| | 企業の行動規範 | 企業の環境と社会への責任に関係する規範を含めた、関連行動規範を推進する | |
| | 意思決定への参加 | 化学物質の安全性に関連する規制と意思決定の過程に、市民社会のすべての部門、特に女性たち、労働者、原住民コミュニティの人々による、意味ある積極的な参加を推進し、支援する | |

：化審法の範疇 ：化審法の範疇外 ：部分的に関連 ：化審法に明記すべき要素

(SAICM 「包括的方針戦略」 IV 目的 A ~ C より国際関連部分を除き抜粋、編集)